

養老町イメージマーク及びマスコットキャラクター使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、養老町イメージマーク及びマスコットキャラクター「スマイルげんちゃん」(以下「イメージマーク等」という。)のデザインの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「イメージマーク等」とは、町が定めたイメージマーク等の基本デザイン(別図)及び町長が別に定めるその展開デザインのことをいう。

(イメージマーク等の使用)

第3条 何人も営利を目的としないで、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内においてイメージマーク等を使用することができる。

2 前項に定めるもののほか、イメージマーク等を使用しようとする者は、あらかじめ町長に承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 町及び町職員が業務に関し使用するとき。
- (2) 学校等の教育機関が教育等の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) その他町長が適当と認めたとき。

(使用申請)

第4条 前条第2項の承認を受けようとする者は、養老町イメージマーク等使用申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(使用承認)

第5条 町長は、前条に規定する申請書の提出があった場合は、その内容について審査し、適当と認めるときには、養老町イメージマーク等使用承認通知書(別記第2号様式)により通知するものとする。

2 町長は、使用承認に際し、必要な条件を付することができる。

(使用の不承認)

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、イメージマーク等の使用の承認をしないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に利用又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがあると認められるとき。
- (5) 町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められるとき。
- (6) 町の保有する計画に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。
- (7) その他町長が使用について不当であると認めたとき。

2 前項の規定によりイメージマーク等の使用を承認しないときは、養老町イメージマーク等使用不承認通知書(別記第3号様式)により通知するものとする。

(使用者の遵守事項)

第7条 イメージマーク等の使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、町長が指示する使用条件に従うこと。
 - (2) 定められた色、形状等を正しく使用すること。
 - (3) イメージマーク等のデザインのイメージを損なう使用をしないこと。
 - (4) 使用者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
 - (5) 商標登録出願は行わないこと。
 - (6) 商品等は、完成後、速やかに町長に提出すること。ただし、商品等の提出が困難である場合については、その形状の分かる写真の提出をもって、商品等の提出に代えることができる。
- (使用承認期間)

第8条 使用の承認期間は、1年を超えることができないものとする。ただし、更新は妨げない。

(使用料)

第9条 イメージマーク等のデザインの使用料は、無料とする。

(承認内容の変更)

第10条 使用者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ養老町イメージマーク等使用変更承認申請書（別記第4号様式）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定に基づき、承認することが適当と認めたときは、養老町イメージマーク等使用変更承認通知書（別記第5号様式）により通知するものとする。

(使用承認の取消)

第11条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、イメージマーク等の使用の承認を取り消すものとする。

- (1) 第6条第一項又は第7条の規定に違反していると認めたとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、町長が特に必要と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、使用者に対し養老町イメージマーク等使用承認取消通知書（別記第6号様式）により通知するものとする。

3 第1項の規定により使用承認を取り消された者は、承認取消しの通知があった日以後、当該承認に係る物件を使用してはならない。

4 町長は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(差止請求等)

第12条 町長は、イメージマーク等の著作権を侵害又は侵害するおそれがある場合において必要と認めるときは、著作権法（昭和45年法律第48号）第112条に規定する差止請求その他必要な措置を講ずるものとする。

(責任の制限)

第13条 使用者が、イメージマーク等の使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、町は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。